

監査の結果に基づく措置について

地方自治法第199条第14項の規定により、千歳市長から令和2年度財政援助団体監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和3年3月31日

千歳市監査委員 千葉 英 二

千歳市監査委員 五十嵐 桂 一

課	指摘事項	講じた措置
商業労働課 （労働団体 福利厚生等 支援事業補 助金）	【所管課関係】 <ul style="list-style-type: none"> 事業収支決算書において、謝礼費の決算額が過大に記載されていた。（事業費の一部に対する補助であり、補助金額に影響なし） 	<ul style="list-style-type: none"> 担当係内で補助事業の重要性について研修を実施し、再度認識を確認した。今後は、支出証憑等の提出を求め、適正に処理する。
	【団体関係】 <ul style="list-style-type: none"> 事業収支決算書に添付された補助金対象経費内訳の表において、補助対象外経費を含めて記載していた。（事業費の一部に対する補助であり、補助金額に影響なし） 出納帳において、支出金額の記載誤りがあった。 	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業者に対し、補助金交付要綱を提示しつつ、補助対象、補助対象外経費について改めて説明した。今後は支出証憑等の提出を求め、適正に処理する。 出納帳については、補助金に係る重要な帳票のため、適正に記載管理するよう補助事業者に指導するとともに、補助金実績報告時に確認することとした。

（担当：産業振興部商業労働課）